

論文式試験の採点及び合否判定を段階評価でおこなう一つの案(平成15年7月11日案)

< 論文式試験の採点方法 >

あらかじめ評価項目・評価基準を作成し，考査委員の科目別会議において，評価についての考えを統一する。

点数評価をせず，合格答案かどうか（期待される水準に達しているかどうか）の判定をする。そして，合格答案についてA,B,Cの3段階評価をし（例えば，A 約30%，B 約40%，C 約30%），不合格答案についてD,Eの2段階評価をする（例えば，D 約30%，E 約70%）。なお，偏差値調整はしない。

答案は，各科目について，2人の考査委員がみる。評価が分かれた場合は次のとおりとする。1人がAあるいはBと評価した答案は合格答案とする。2人ともCと評価した答案も合格答案とする。1人がCと評価した答案について，他方がそれ以下と評価した答案については，さらに他の1人がみる。その場合，3人中2人以上の評価がC評価である答案を最終的にC評価とし，合格答案とする。

< 合否判定における総合評価の方法 >

すべての科目について，C以上の評価である場合は，合格とする。

公法系・民事系・刑事系の三つの系科目のうち1科目がD評価である場合は，短答式試験の成績と論文式試験の各成績を総合して判定する。その場合，例えば，短答式試験について合格に必要な成績以上の者について，その約30%をA，約40%をB，約30%をCと評価する。論文式試験の他の2科目と短答式試験がいずれもB以上の評価である場合は，合格とする等。

選択科目がD評価の場合は，短答式試験の成績，系科目の論文式試験の成績を総合して判定する。例えば，それらの3つ以上がB以上の評価である場合は，合格とする等。